

令和8年度国民健康保険税率等のお知らせ

令和8年度から国の法律改正に伴い、社会全体で子ども・子育て世帯を支えるため、「子ども・子育て支援納付金」が新設されました。課税額は世帯の加入被保険者数、所得状況等により異なります。詳細は、6月中旬にお送りする納税通知書でご確認ください。

■令和8年度 滝川市国保税率等

区分	医療保険分 (すべての加入者)	後期高齢者支援金分 (すべての加入者)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	子ども・子育て 支援納付金分
所得割合率(基準総所得金額に対して)	9.1%	2.8%	2.3%	0.29%
均等割額等(加入者1人当たり)	23,100円※2	6,600円※2	12,000円	1,100円 ※3
平等割額(1世帯当たり)	23,100円	6,600円	—	1,000円
課税限度額	67万円 ※1	26万円	17万円	3万円

※1 地方税法施行令の改正に伴い、医療保険分の課税限度額を見直します。

※2 未就学児の均等割額は半額になります。

※3 18歳未満(18歳到達後の最初の3月31日以前)の被保険者については、表中の1,100円が全額軽減となります。

- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ・所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。
基準総所得金額=前年の総所得金額-基礎控除額最大43万円

■国保税の軽減措置について

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が一定以下の世帯は、均等割および平等割の税額が軽減されます。

区分	改正前	改正後
7割軽減 判定基準額	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	変更なし
5割軽減 判定基準額	43万円 + (30万5千円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + (31万円 ×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減 判定基準額	43万円 + (56万円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + (57万円 ×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※地方税法施行令の改正に伴い、軽減判定基準額について上記のとおり見直します。

※令和8年1月1日時点で、満65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)の年金所得がある方については、上記基準額最大で15万円上乗せされます。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ① 給与等の収入金額が55万円を超える方
- ② 公的年金の収入金額が65歳未満は60万円、65歳以上は125万円(15万円特別控除を含む)を超える方

○保険税額のモデルケース

計算例 軽減がない世帯

【世帯主】国保・45歳
給与所得 280万円
基礎控除後 237万円



【妻】
国保・42歳



【子ども2人】
国保・8歳
国保・3歳



●軽減判定

世帯の合計所得280万円
→軽減判定基準を超えるため
『軽減なし』

●税額の計算

- ① 医療分 $[237万円 \times 9.1\%] + [23,100円 \times 3人] + [11,550円 \times 1人] + [23,100円] = 319,600円$
- ② 後期支援金分 $[237万円 \times 2.8\%] + [6,600円 \times 3人] + [3,300円 \times 1人] + [6,600円] = 96,000円$
- ③ 介護分 $[237万円 \times 2.3\%] + [12,000円 \times 2人] = 78,500円$
- ④ 子ども分 $[237万円 \times 0.29\%] + [1,100円 \times 2人] + [1,000円] = 10,000円$

国保税年税額 → (① + ② + ③ + ④) = 504,100円

※それぞれ100円未満切り捨て